

西沢田自治会 会費及び入会金等納入規程

(目 的)

第1条 この規程は、西沢田自治会規約第7条に規定する会費及び入会金等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会 費)

第2条 会費は、総会で決定承認された予算を基に、一世帯当たりの年額を定める。

2 特別の事由がある時は、増額・減額について協議委員会で協議し、総会の承認を得る。

3 転入者は翌月より納入し、転出者はその月分を納入する。

4 会費の徴収は、各町内の町内番が行う。

5 徴収方法等については、各町内にて定める。

(入会金)

第3条 新正会員（家持）は、本会に自治会入会金として一世帯金参万五千円を納入する。

2 分納する場合は3回までとする。

3 自治会入会金の徴収は、各町内の町内番が行う。

4 会計担当副自治会長は、自治会入会金の徴収後、納入者の氏名を公会堂の納入者一覧箇所に掲載する。

(自治会協力金)

第4条 本会は、西沢田地区内において事業活動を営む事業者に対して、自治会協力金を依頼する。

2 自治会協力金の依頼は協議委員会が行う。